

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
略				略			
香川県丸亀警察署	略	丸亀市新町6番地10	丸亀市のうち、一番丁、今津町、魚屋町、大手町1丁目、大手町2丁目、大手町3丁目、葭町、瓦町、北平山町1丁目、北平山町2丁目、九番丁、米屋町、幸町1丁目、幸町2丁目、塩屋町1丁目、塩屋町2丁目、塩屋町3丁目、塩屋町4丁目、塩屋町5丁目、七番丁、十番丁、昭和町、塩飽町、新町、新浜町、宗古町、 <u>手島町</u> 、天満町1丁目、天満町2丁目、通町、富屋町、中津町、南条町、西平山町、西本町1丁目、西本町2丁目、八番丁、 <u>浜町</u> 、 <u>広島町青木</u> 、 <u>広島町市井</u> 、 <u>広島町江の浦</u> 、 <u>広島町小手島</u> 、 <u>広島町釜</u>	香川県丸亀警察署	略	丸亀市新町6番地10	丸亀市のうち、一番丁、今津町、魚屋町、大手町1丁目、大手町2丁目、大手町3丁目、葭町、瓦町、北平山町1丁目、北平山町2丁目、九番丁、米屋町、幸町1丁目、幸町2丁目、塩屋町1丁目、塩屋町2丁目、塩屋町3丁目、塩屋町4丁目、塩屋町5丁目、七番丁、十番丁、昭和町、塩飽町、新町、新浜町、宗古町、天満町1丁目、天満町2丁目、通町、富屋町、中津町、南条町、西平山町、西本町1丁目、西本町2丁目、八番丁、浜町、福島町、風袋町、蓬萊町、本町、前塩屋町1丁目、前塩屋町2丁目、松屋町、

		の越、 <u>広島町甲路</u> 、 <u>広島町立石</u> 、 <u>広島町茂浦</u> 、 <u>福島町</u> 、 <u>風袋町</u> 、 <u>蓬萊町</u> 、 <u>本町</u> 、 <u>前塩屋町1丁目</u> 、 <u>前塩屋町2丁目</u> 、 <u>松屋町</u> 、 <u>港町</u> 、 <u>六番丁</u>
本島駐在所	略	
与北駐在所	略	
略		
略		

		港町、六番丁
本島駐在所	略	
広島駐在所	<u>丸亀市広島町江の浦440番地</u>	<u>丸亀市のうち</u> 、 <u>手島町</u> 、 <u>広島町青木</u> 、 <u>広島町市井</u> 、 <u>広島町江の浦</u> 、 <u>広島町小手島</u> 、 <u>広島町釜の越</u> 、 <u>広島町甲路</u> 、 <u>広島町立石</u> 、 <u>広島町茂浦</u>
与北駐在所	略	
略		
略		

附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。